

東京農工大学未来価値創造研究教育特区運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>東京農工大学組織運営規則</u>第6条第1項の規定に基づき、未来価値創造研究教育特区(以下「特区」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第9条 特区の事業の運営のため、特区運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 第3条各号に規定する事業に関する事項</p> <p>(2) 教育研究評議会から委任された事項</p> <p>(3) PI(特区ラボ)の選考及び年度評価に関する事項</p> <p>(4) 特区型 JIRITSU フェローの選考に関する事項</p> <p>(5) 専任教員及び特任教員の選考に関する事項</p> <p>(6) その他特区長が必要と認めた事項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第9条第2項～第8項</u> (略)</p> <p>(特区ラボ)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(事務)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</u>第6条第1項の規定に基づき、未来価値創造研究教育特区(以下「特区」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第9条 特区の事業の運営のため、特区運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 第3条各号に規定する事業に関する事項</p> <p>(2) 教育研究評議会から委任された事項</p> <p>(3) PI(特区ラボ)の選考及び年度評価に関する事項</p> <p>(4) 特区型 JIRITSU フェローの選考に関する事項</p> <p>(5) 専任教員及び特任教員の選考に関する事項</p> <p>(6) その他特区長が必要と認めた事項</p> <p><u>2 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程第2条第2項の規定に基づく専任教員の選考は、運営委員会の下に置かれる教員選考委員会が行う。</u></p> <p><u>3 その他選考委員会等について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>第10条第1項～第7項</u> (略)</p> <p>(特区ラボ)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(事務)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>	<p>規則名の修正</p> <p>専任教員選考について、選考委員会を設置するための改正。</p>

附 則 (令和3年10月18日未規則第2号)

この規則は、令和3年10月18日から施行し、令和3年9月15日から適用する。